

次期「北海道感染症予防計画」の協議に係る関係会議

資料1-1

会議名	設置根拠、目的等	次期「北海道感染症予防計画」の協議に係る位置づけ（役割）
<p>■北海道感染症対策連携協議会 【北海道感染症危機管理対策協議会から改組】</p>	<p>○感染症法第10条の2の規定に基づく、「都道府県連携協議会」として設置。 予防計画の策定等を通じて、都道府県、保健所設置市その他関係者の平時からの意思疎通、情報共有、連携の推進を目的とする。</p>	<p>・計画全般に係る協議</p>
<p>◎北海道新興・再興感染症等対策専門会議 【新型コロナウイルス感染症対策専門会議から改組】</p>	<p>○前身の専門会議は、新型コロナウイルス感染症への対策を検討するため設置。 令和5年5月の新型コロナウイルス感染症5類移行後における新興感染症等発生時に対策を速やかに検討することが可能となるよう改組の上、継続設置。</p>	<p>・医療機関等との協定を含む医療提供体制に係る協議 (本委員は医療体制専門部会にほぼ含まれていることから、委員の負担軽減に配慮した開催方法とする。)</p>
<p>・ “ 医療体制専門部会 【新設：R5年度臨時】</p>	<p>○「医療提供体制の確保に関する基本方針」及び「医療計画」に「新興感染症発生・まん延時における医療」が追加。 次期「北海道感染症予防計画」において、道内における新興感染症発生・まん延時における医療提供体制等を盛り込む必要があることから、計画策定に係る具体的な協議を行うため、R5年度に新たに設置。</p>	<p>・医療機関等との協定を含む医療提供体制に係る協議 (その他の項目についても、意見を聴取する。)</p>